

公益財団法人日本セーリング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類	審査基準	必ず提出する証拠書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	補足
1	【原則1】組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 『Our Vision セーリングをもっと楽しく』という中長期基本計画を策定している。 2025年度に、組織の存在意義や社会的価値を積極的に体外的に示し、協賛企業や支援者、さらには会員やサポーター・ボランティアなどからの支持・共感の増大などにつなげていくために「パパス」案を策定した。 (2) 『Our Vision セーリングをもっと楽しく』を当協会HPにて公表している。 公開URL：https://www.jsaf.or.jp/hp/wp-content/uploads/2021/03/JSAF_Vision.pdf (3) 『Our Vison』を基に具体的アクションについて、役職員や構成員から幅広く意見を募り、『JSAF 中長期戦略』を2022年にとりまとめ、当協会HPにて公表している。 公開URL：https://www.jsaf.or.jp/koukai/2021/JSAF中期計画.pdf	1. JSAF Vision 72. JSAF・MVVパパス_理事会審議事項資料 2. JSAF 中長期戦略	(1) 中長期基本計画を策定している。 (2) 中長期基本計画を公表している。 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 中長期基本計画 (2) 中長期基本計画を決定した理事会の議事録	(1) 競技力向上、普及、マーケティング、ガバナンスなど、重要な業務分野ごとに、より詳細な計画を策定し公表することが望まれる。 (2) 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を行うことが望まれる。 (3) 中長期基本計画の内容として、例えば以下のような要素を含むことが考えられる。 ①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等） ②現状分析 ③達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など） ④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題） ⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン） ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル）
2	【原則1】組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 人材（職員）の採用及び育成に関する計画を策定している。 人材（事務局職員）の採用及び育成に関する計画は、以下のとおりとする。 ①事業実施に伴う、法定の決算業務、事業報告を行える体制を維持する。 ②連盟に事務局を設置し、業務を統括するため、事務局長を配置する。 ③事務局長を補佐するため、事務局職員を配置する。 ④事務局職員の任務は、1）経理担当、2）その他連盟の事業活動支援、とする。 ⑤事務局長、事務局職員の後継人材は、連盟の財政状況を踏まえつつ、計画的に確保、育成を行う。 ⑥事務局職員の確保、育成のため、事務局職員評価制度の早期策定へ向けて、検討を行う。 ⑦その他、連盟事業活動を支援する業務のうち、専門性を要する業務は、必要に応じて外部委託によりこれを確保する。 (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。 人材の採用及び育成に関する計画については、2026年2月末までに中長期計画に追記する。 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。 人材（連盟事務局職員）の採用及び育成に関する計画の策定、見直しにあたっては、毎年の職員との昇給評価面談において、連盟事務局職員の意見を聴取している。	2. JSAF 中長期戦略 3. 2025年度 JSAF方針	(1) 人材の採用及び育成に関する計画を策定している。 (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 人材の採用及び育成に関する計画 (2) 人材の採用及び育成に関する計画を決定した理事会の議事録	(1) ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見を有する人材の採用が望まれる。 (2) 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を行うことが望まれる。 (3) 中長期基本計画の内容として、例えば以下のような要素を含むことが考えられる。 ①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等） ②現状分析 ③達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など） ④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題） ⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン） ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル）
3	【原則1】組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 ・事業年度ごとに事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについて理事会で審議・承認を行っている。（中期財務計画検討、公表 2026年2月末までに） 【審査基準(2)(3)について】 ・財務の健全性を確保した年度ごとの事業計画を内閣府に提出するとともに、連盟HPで公表している。また、事業計画の策定に際して、関係の役職員からヒアリングを行っている。 ・これに加えて、2030年度をゴールとする長期目標の策定と並行して、一般会計の原資となっている会員年会費を増やすため、会員数の増強方策を連盟内PJにおいて検討している。（資料1.Our Vision 3枚目 もっと身近になる に公表 URL：https://www.jsaf.or.jp/hp/wp-content/uploads/2021/03/JSAF_Vision.pdf）	4. 定款 5. 監事監査規程 6. 経理規程 7. 経理事務規則 8. 決裁規程 9. 特定費用準備資金等取扱規程 10. 2025年度事業計画	(1) 財務の健全性確保に関する計画を策定している。 (2) 財務の健全性確保に関する計画を公表している。 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 財務の健全性確保に関する計画 (2) 財務の健全性確保に関する計画を決定した理事会の議事録	(1) 会計年度ごとの詳細な計画を策定することが望まれる。 (2) 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を行うことが望まれる。 (3) 財務の健全性確保に関する計画の内容として、例えば以下のような要素を含むことが考えられる。 ①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等） ②現状分析 ③達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など） ④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題） ⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン） ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル） (4) 財務の健全性とは、財源の多様性の確保等、自己財源の充実を意味する。
4	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】・外部理事（ガバナンスコードによる定義による）は、2024年9月時点で9名（28%）（会社経営者6名、弁護士2名、医師1名） ・外部理事目標比率（25%以上）は、2026年の役員改選時からの適用に向けて検討中。外部理事の定義について、「役員候補者選考方法等に関する規程」を新設し明記する（2026年2月末までに）。 【審査基準(2)について】・2017年理事会で、女性理事比率について以下を決定。 ・長期目標：30% ・2024年9月現在、理事定数32名中12名（38%） ・女性理事比率（40%以上）の設定及びその目標の達成に向けた方策や理事候補人材の計画的な育成について、2026年の役員改選時（評議員は2028年）適用に向け検討している（2026年2月末までに）。	11. 2017年5月27日理事会資料 12. 理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規） 13. 役員・評議員・監事名簿 85. 役員名簿追加	(1) 外部理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。 (2) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	(1) 女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用することが望まれる。 (2) 業務執行理事についても女性を任用することが望まれる。 (3) 理事の選任に当たっては、障害者の任用及び年齢構成、競技・種別等のバランスについても考慮することが望まれる。 (4) 外部理事を含む理事の任用に当たっては、各NFにおいて、理事に期待される知識・経験・能力の観点及び各理事の選任の観点を、ウェブサイト等で公表することが望まれる。 (5) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、NF運営に必要なとなる知見を高める機会を設けることなどにより、将来のNF運営の担い手となり得る人材を計画的に育成している。
5	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【審査基準(1)について】 ・外部評議員は、2024年9月時点で51名中10名（20%）（会社経営者9名、医師1名） ・外部評議員目標比率は、2028年6月の役員改選時からの適用に向けて検討中。（2026年12月末までに） 【審査基準(2)について】 ・2017年5月27日理事会決議により、女性評議員比率について、以下を決定。 ・長期目標：30% ・当面の目標：20%（10名／51名）とし、当面は以下の実現を目指す。 【女性目標比率：6名／51名（≒12%）】 ・女性評議員は、2024年9月時点で51名中5名(10%) ・女性評議員目標比率は、2028年6月の役員改選時からの適用に向けて検討中。（2026年12月末までに）	11. 2017年5月27日理事会資料 13. 役員・評議員・監事名簿 86. 評議員名簿追加	(1) 外部評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。 (2) 女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 評議員名簿 ※評議員全体に占める外部評議員の割合と女性評議員の割合を明示してください。 ※外部評議員として分類している評議員については、その根拠を説明してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	(1) 評議員の選任に当たっては、障害者の任用及び年齢構成、競技・種別等のバランスについても考慮することが望まれる。
6	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 ・アスリート委員会を設置し、定期的に開催している。 【審査基準(2)について】 ・アスリート委員会の任務は、アスリート委員会規程第3条において、 (1) セーリングスポーツに関するあらゆる事案について、セーリングアスリートである連盟会員の意見をまとめ、連盟の意思決定機関に対して、その意見を代弁すること。 (2) 連盟アスリート委員会の役割を、セーリングアスリートである連盟会員に対して広く認知を進めること。と規定しており、これを踏まえて人選を行っている。 【審査基準(3)について】 ・アスリート委員会代表者を理事とし、アスリートの意見を連盟運営に反映させている。	14. アスリート委員会規程 12. 理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規） 15. アスリート委員会名簿（アスリート委員会開催証書類 追加予定）	(1) アスリート委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。 (2) アスリート委員会の構成について、性別や競技・種目等のバランスに留意するとともに、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選が行われている。 (3) アスリート委員会の意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じている。	(1) アスリート委員会に関する規程 (2) アスリート委員会の委員名簿 (3) 過去4年分のアスリート委員会の議事録	(1) アスリート委員会における議論を組織運営に反映させるために、アスリート委員会から理事会等に対する答申、報告等を行う仕組みを設けることや、アスリート委員会の委員長を理事として選任することが望まれる。
7	【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 ・連盟理事には外部理事を任用し、臨時理事会を含め年5回開催し議事を審議決定する、等により、意思決定の迅速化、議論の質向上、監督機能の強化等、実効性の確保を図っている。 今後も、継続して理事会の実効性の確保を図りつつ、理事定数の適正規模、及び理事定数の削減の可能性についても検討を行う。	4. 定款 12. 理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規） 13. 役員・評議員・監事名簿	(1) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っている。	(1) 役員名簿	(1) 理事会は、その役割・責務を果たすために知識・経験・能力を備えた理事をバランスよく配置しているか、意思決定の迅速化、議論の質向上、監督機能の強化等に資するかという観点のもと、理事会を適正な規模で構成することが望まれる。

審査項目 通し番号	原則	審査項目			審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
			自己説明	証憑書類			
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 ・理事及び監事候補推薦手続規則において、役員定年を以下の通り規定している。 第2条（役員の定年） 役員推薦候補者は、就任時に満20歳以上満75歳未満であることを要する。但し、会長ならびに副会長以外の候補者の定年は70歳とし、就任時にこれを超えないこととする。 ・ガバナンス・コードでは、「外部理事について、他の理事とは異なる年齢制限を設ける又は年齢制限の対象外とすることも考えられる」としており、2027年をめどに理事選出の仕組みを検討する過程において、外部理事を定年対象外とする可能性についても検討する。	12. 理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規）	(1) 理事の就任時の年齢に制限を設けている。	(1) 役員選任に関する規程等	(1) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、将来のNF運営の担い手となり得る人材を計画的に育成していくことが強く期待される。 (2) 外部理事について、他の理事とは異なる年齢制限を設ける又は年齢制限の対象外とすることも考えられる。
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 ・理事及び監事候補推薦手続規則において、役員の任期制限について以下の通り規定。 第3条（役員の任期制限） 会長ならびに全国加盟団体代表者会議から推薦された役員候補者への任期制限を設けない。 2 水域による推薦候補者の任期は、1期2年間で他水域による推薦を含め、最大3期までとする。但し、退任後、1期以上の期間、水域推薦理事として就任していない場合の就任には、新たに上記任期制限を適用する。 3 委員会による推薦候補者の任期は、1期2年間で最大3期までとする。 4 前項2及び3にかかわらず、理事会が必要と認めた場合は、理事推薦候補者とすることができる。 ・2027年をめどに、現行の役員の任期制限の見直しについて検討を行う。 【例外措置または小規模団体配慮措置】 2024-2025 年度役員改選時において10年を超えて理事となる者1 名については、役員候補選考管理委員会から2024年2月開催の連盟理事会において必要性について説明を行い、激変緩和措置を適用することを連盟理事会が承認した。	12. 理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規） 13. 役員・評議員・監事名簿 【例外措置】 理事の在任期間が10年に達する場合であっても、以下のア）又はイ）のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事が10年を超えて在任（1期又は2期）することが考えられる。 ア）当該理事がFの役員である場合 イ）当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合 【小規模団体配慮措置】 小規模団体に該当する団体は、理事の再任回数の制限について直ちに実施することが困難であると判断する場合、統括団体による2回目の適合性審査（令和6年度～令和9年度を想定）に限っては、以下の2点について適切な自己説明を行えば足りることとされる。	(1) 理事が原則として10年を超えて在任することのないよう、再任回数の上限を設けている。 (2) 最長期間に達した者については、再び選任されるまでに必要な経過期間（少なくとも任期2期分）を合わせて定めている。 【例外措置】 理事の在任期間が10年に達する場合であっても、以下のア）又はイ）のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事が10年を超えて在任（1期又は2期）することが考えられる。 ア）当該理事がFの役員である場合 イ）当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合 【小規模団体配慮措置】 小規模団体に該当する団体は、理事の再任回数の制限について直ちに実施することが困難であると判断する場合、統括団体による2回目の適合性審査（令和6年度～令和9年度を想定）に限っては、以下の2点について適切な自己説明を行えば足りることとされる。	(1) 役員選任に関する規程等 ※理事の再任回数及び在任年数を明示してください。 【例外措置が適用される場合に提出】 (2) 役員名簿（理事の任期と在任年数を記載してください。） (3) 理事就任時の年齢制限を含めて新陳代謝を図るための計画及び組織として合意形成を行ったことを証明する会議議事録等 (4) 役員候補者選考委員会等において実績等を適切に評価していることを証明する会議議事録等 【小規模団体配慮措置が適用される場合に提出】 (2) 小規模団体に該当することが分かる書類 ・公的助成金額の平均（過去4年度分の平均） ・経常収益における公的助成金額の割合（過去4年度分の平均） ※経常収益は決算額。 ※公的助成金額とは、「強化費」、「スポーツ振興くじ助成」、「スポーツ振興基金助成」の交付決定額の合計を示す。 (3) 役員名簿（理事の任期と在任年数を記載してください。） (4) 理事就任時の年齢制限を含めて新陳代謝を図るための計画及び組織として合意形成を行ったことを証明する会議議事録等	(1) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、将来のNF運営の担い手となり得る人材を計画的に育成していくことが強く期待される。 (2) 例えば、8年間理事を務めた後に理事を退任した場合、再任に当たっては必ずしも任期2期分を空けることを求めるものではないが、そのように再任した場合、理事の新陳代謝を図る趣旨を踏まえると、最初の就任から通算して10年を超えて在任することは想定されない。
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 ・理事及び監事候補推薦手続規則第6条第3項において、「役員候補者の各水域、会長ならびに委員会からの推薦や、全国加盟団体代表者会議からの推薦投票を行うに当たっては、役員候補推薦管理委員会を設けて、これを行う。」としており、この役員候補推薦管理委員会には外部有識者を含んでいる。 ・役員候補推薦管理委員会は、その委員には現職理事は含まれておらず、連盟理事会とは独立した機関として設置しており、独立性が担保されている。 ・外部理事・外部評議員の定義については、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>の定義によることとした。	12. 理事及び監事候補推薦手続規則（理事会内規） 17. 役員候補推薦管理委員会名簿 75. 役員候補推薦管理委員会 理事会報告 を追加 18. 理事及び監事推薦候補者管理委員会運営ガイダンス	(1) 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。 (2) 役員候補者選考委員会の構成員に有識者を配置している。 (3) 役員候補者選考委員会の構成員の半数以上を現職の理事（外部理事を含む。）が占めていない。	(1) 役員候補者選考委員会に関する規程等 (2) 役員候補者選定委員会名簿 ※委員会名簿には「関係役職名」を記載してください。 (3) 役員候補者選定委員会の議事録	(1) 役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置することが望まれる。 (2) 公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、構成員としない又は当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮をすることが望まれる。
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 ・各種規程等を整備している。	19. 行動規範 20. 倫理規程 21. 運営規則	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨を含む規程を整備している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類	
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・各種規程等を整備している。	6. 経理規程 22. 倫理委員会規程 23. 情報公開規程 24. 個人情報保護に関する基本方針・管理規程・利用目的 25. リスク管理規程 26. 公益通報者保護規程 27. 職務規程 28. クラブ等の団体の加盟に関する規則 29. 会議運営ガイダンス 30. 委員会運営ガイダンス 31. 評議員会運営ガイダンス 32 全国加盟団体代表者会議運営ガイダンス 33. 事務局処務規程 5. 監事監査規程 34. 評議員の選定委員会運営規程 35. 会員に関する規程 36. コンプライアンス規程	(1) 法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類	(1) 法人の運営に関して必要となる一般的な規程として、例えば以下のような規程を整備することが考えられる。 <例>社員（会員）等の入退会に関する規程、会費等に関する規程、社員総会等の運営に関する規程、理事会の運営に関する規程、監事に関する規程、各種委員会の運営等に関する規程、業務分掌規程、職務権限規程、経理規程、事務局運営規程、コンプライアンス規程等
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・各種規程等を整備している。	20. 倫理規程 25. リスク管理規程規程 37. 通報相談処理規程 38. 文書取扱 33. 事務局処務規程 39. 連盟マークの使用規程 40. 名刺の作成基準 64. 懲戒規程	(1) 法人の業務に関する規程を整備している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類	(1) 法人の業務に関する規程として、例えば以下のような規程を整備することが考えられる。 <例>文書取扱規程、情報公開に関する規程、個人情報保護に関する規程、公益通報者の保護に関する規程、業績規程、リスク管理規程、反社会的勢力対応規程、不祥事対応規程、苦情処理規程等
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、及び事務局職員の給与を定める給与規程を整備している。	41. 役員等の報酬・退職金及び費用に関する規程 42. 職員就業規則 43. 職員退職金規則	(1) 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類	(1) 法人の役職員の報酬等に関する規程として、例えば以下のような規程を整備することが考えられる。 <例>役員等の報酬に関する規程、役員等の退職手当に関する規程、職員の給与に関する規程を含む就業規則、職員の退職手当に関する規程等

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
			自己説明	証憑書類			
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・各種規程等を整備している。	8. 決裁規程、9. 特定費用準備資金等取扱規程 44. 契約規程 45. 寄附金等取扱規程 46. 資産運用規程	(1) 法人の財産に関する規程を整備している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類	(1) 法人の財産に関する規程として、例えば以下のような規程を整備することが考えられる。 <例>財産管理に関する規程、寄附の受入れに関する規程、基金の取扱いに関する規程等
16	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・会員に関する規程、運営規則において、連盟加盟団体負担金、連盟個人会員の年会費を規定し、連盟一般管理費に充当する収入を確保している。	35. 会員に関する規程 21. 運営規則	(1) 財政的基盤を整えるための規程を整備している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類	(1) 財政的基盤を整えるための規程として、例えば以下のような規程を整備することが考えられる。 <例>スポンサーシップ、試合の放映、商品化等の付随的事業を実施するためのNFの権利に関する規程、表彰の規程等
17	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】・オリンピック競技大会等については、代表選手選考に関する基本方針をHPで公開し、公平かつ合理的な選考を行っている。https://jsaf-osc.jp/principle/ なお、選手選考のルールについては、随時理事会に答申、審議しており、下記HPで公表している。https://jsaf-osc.jp/regulations-guidelines/ 【審査基準(2)について】・アスリート委員会を設置して、（1）セーリングアスリートの声の集約、セーリングアスリートのさまざまな環境改善への寄与（2）セーリングアスリートの支援、権利擁護、を図っている。・倫理規程第6条において差別の禁止を定めているほか、通報相談処理規程等において、アスリートの権利保護に関する体制を整備している。（選手の権利保護に関する現行規程の整理） 【審査基準(3)について】・オリンピック競技大会における代表選手選考に関する基本的考え方は、オリンピック強化委員会において策定し、理事会にて決議し、HPに公開するとともに、選考プロセスはオリンピック強化委員会が担務し、理事会へ報告している。 https://jsaf-osc.jp/ および https://jsaf-osc.jp/regulations-guidelines/	14. アスリート委員会規程 20. 倫理規程 37. 通報相談処理規程	(1) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。 (2) 選手の権利保護に関する規程を整備している。 (3) 選手選考に関する規程（選考基準及び選考過程）の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で実施している。	(1) 選手選考に関する規程 (2) 選手の権利保護に関する規程	(1) 選手選考に関して、選考基準及び選考過程をできる限り明確かつ具体化することが望まれる。 (2) 選考から漏れた選手や指導者からの要望等に応じて、事後に選考理由を開示することが望まれる。 (3) 競技・種目ごとに選手選考に関する規程を整備することが望まれる。 (4) その他選手の権利保護に関する規程として、例えば選手登録やチーム移籍、肖像権等を扱う規程等が考えられる。
18	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 ・連盟に、レースマネジメント委員会、ルール委員会、ワンデザインクラス計測委員会を設置して、セーリング競技を推進する体制を整えている。大会を運営するメンバーを、レースオフィシャルズと呼び、公平公正なコース設定を行う「レースオフィサー」、艇やセールの形状やサイズ、許可されている装備などが規則通りかどうかを確認する「メジャラー」、大会中に競技規則の違反を確認する「ジャッジ」で構成され、各々の資格制度を設けている。 ・大会のレース委員会、プロテスト委員会（審判機能）、テクニカル委員会メンバーである「レースオフィシャルズ」は、大会主催者が任命する。 ・プロテスト委員会の判決または手順に不服がある場合は、最高審判委員会に申告できる。 ・連盟主催、全国大会レベルのレースオフィシャルズの資格基準・人数を設けている。 ・国際大会のインターナショナル・ジュリー・メンバーは、海外メンバーも含めチェック・承認を要する。	47. レースオフィサー規程 48. ナショナルジャッジ・ナショナルアンパイア規程 49. 公式計測員規程 50. レース運営規則 51. 日本セーリング連盟規程 52. 最高審判委員会規則 53. 国際大会へ派遣するジャッジ等の選考に関する基準	(1) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。	(1) 審判員の選考に関する規程	
19	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準(1)について】 ・弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、外部コンサルタントからのサポートを必要に応じて得られる体制を構築している。 【審査基準(2)について】 ・連盟理事、監事、並びに連盟事務局長及び職員は、連盟主催のコンプライアンス研修を受講しており、また連盟事務局職員は、連盟監事や経理担当理事等の役職者と日常的に連絡を取っていることから、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している、と判断している。	54. 法律事務所との契約書 55. 監査契約書	(1) 規程の整備や法人運営に関する日常的な相談について、相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保している。 (2) 役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類	
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準(1)(2)(3)について】 ・コンプライアンス規程において、コンプライアンス委員会の設置、役割、権限事項を定めた。 ・コンプライアンス委員会には女性委員2名を配置している。 ・2023年にコンプライアンス委員会を設置後毎年度開催しており、2025年度も開催予定である。	36. コンプライアンス規程 67～70. コンプライアンス委員会議事録 76. コンプライアンス委員会名簿を追加	(1) コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。 (2) コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。 (3) コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置している。	(1) コンプライアンス委員会に関する規程等 (2) 委員名簿 (3) 過去4年分のコンプライアンス委員会の議事録	(1) コンプライアンス委員会の運営内容について、理事会に報告され、その監督を受けるとともに、コンプライアンス委員会からも、理事会等の意思決定機関に対して定期的に助言や提言を行うことができる仕組みを設けることが望まれる。
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 ・コンプライアンス委員会は、ダイバーシティに配慮しながら、コンプライアンス担当理事（専務理事）、理事、専門委員会委員長、監事、外部招へい弁護士等から人選し、2023年から運用を開始した。	56. コンプラ・利益相反管理委員会名簿	(1) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置し、構成員に少なくとも1名以上は弁護士を配置している。	(1) 委員名簿	(1) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置することが望まれる。 (2) 外部理事のうち、専門的な知見を有する者（弁護士、会計士、学識経験者等）を業務担当理事として、コンプライアンス委員会の構成員に加えることが望まれる。
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)】 ・行動規範、倫理規程において、役職員の法令遵守について定め、周知を行っている。 ・2019年度から毎年、コンプライアンス研修を実施している。	19. 行動規範 20. 倫理規程 57. 2024年度コンプライアンス研修実施に関する資料 77～79. 2021～2023年度コンプライアンス研修案内を追加	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。	(1) 直近に実施した役職員向けのコンプライアンス教育に関する研修会資料、開催要項等	(1) 都道府県協会、都道府県連盟といった地方組織、学生連盟や年代別の関係競技団体等の役職員、登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏まえて、研修資料や普及啓発のためのパンフレット等を作成することが望まれる。 (3) 役職員向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）等、NFに適用される関係法令及びガバナンス (1) 都道府県協会、都道府県連盟といった地方組織、学生連盟や年代別の関係競技団体等の役職員、登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏まえて、研修資料や普及啓発のためのパンフレット等を作成することが望まれる。 (3) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等） ②人種、障害、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について ③暴力行為、セクハラ、パワハラについて ④スポーツ事故防止及び事故発生時に関する安全管理について ⑤その他の違法行為について（20歳未満の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反）
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 ・オリンピック代表候補選手、ナショナルチーム、およびそれらの指導者は、JOC主催の研修に参加しているほか、独自の研修も実施している。 ・IFが規定している国際セーリング競技ルールには、ガバナンス、コンプライアンスに関する条項が含まれており、一般の選手、指導者に対しては連盟普及指導委員会、及び連盟ルール委員会主催の講習会において、取り上げている。 ・今後は、上記研修の中に連盟独自のコンプライアンス研修の実施について検討（外部委託を含む）するとともに、順次受講者層の拡大を図る。（2025年度実施予定）	58. オリンピック強化委員会コンプライアンス研修案内(2023/2実施)	(1) NFが主催する全国大会等及び国際大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。	(1) 直近に実施した選手及び役職員向けのコンプライアンス教育に関する研修会資料、開催要項等	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類	審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
24	【原則5】コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 ・レースオフィシャルズのうちA級ジャッジとアンパイアに対しては、ジャッジ・アンパイアとしてのあるべき姿や心構え、選手等に対する言動における注意事項、不公正な判定の防止等、ジャッジ・アンパイアに求められるスキルの一部としての基本的なコンプライアンス教育を、認定時、4年毎の更新時およびその他の機会に実施している（2025/1実施済） ・レースオフィシャルズのうちA級ジャッジに対しては、選手・指導者等によるコンプライアンス違反への対応についても、認定時、4年毎の更新時およびその他の機会に教育している。具体的には、競技会中のコンプライアンス違反に対してジャッジが取るべき措置が競技規則中に定められており、他の競技規則と同様にジャッジが習得すべき知識・スキルとしての手順、対象人物の権利保護、判定基準などについて教育している。（コンプライアンス研修の毎年実施を検討）		・World Sailing ジャッジ・マニュアル、アンパイア・マニュアル https://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/rule/rule-manual 48、ナショナルジャッジナショナルアンパイア規程 51. 日本セーリング連盟規程	(1) NFが主催する全国大会等及び国際大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している。	(1) 直近に実施した審判員向けのコンプライアンス教育に関する研修会資料、開催要項等	(1) 都道府県協会、都道府県連盟といった地方組織、学生連盟や年代別の関係競技団体等の役職員、登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏まえて、研修資料や普及啓発のためのパンフレット等を作成することが望まれる。
25	【原則6】法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準(1)(2)について】 ・弁護士、公認会計士等、必要に応じて専門的見地からアドバイスを受けられる体制を整備している。 ・外部顧問会計士による定期的な往査の他、日常的に相談を行う体制にある。 ・JSAFの組織内（理事、監事、総務委員会）に弁護士資格者を複数確保しており、法律的事項に関しては随時相談を行える体制にある。 ・実効性の高い体制を確保すべく、今後ともPDCAサイクルに沿った活動を進めていく。		54. 法律事務所との契約書 55. 監査契約書 13. 役員・評議員・監事名簿	(1) 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。 (2) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。	(1) 専門家のサポート体制に関する資料（組織図等）	(1) 計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用することが望まれる。 (2) 専門家の選定に当たっては、スポーツに関する業界動向や適用のある法律・税制・会計基準の改正等に通じた専門家の人選を行うことが望まれる。
26	【原則6】法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準(1)について】 ・財政状態及び正味財産増減並びにキャッシュフローの状況を適時に把握し、透明性をもって報告を行うべく、諸規程及び公正妥当と認められる公益財団法人会計の基準に基づき、業務を進めている。 ・会計・経理に関する取引の正確性、迅速性を確保すべく支払申請処理に関しては、適切に牽制機能を働かせて日々チェックを行っている。 【審査基準(2)について】 監事には、会社経営者、弁護士、大学法学部教授を選任し、適切な監査を受けている。 【審査基準(3)について】 ・連盟監事による監査、及び公認会計士による外部監査により取引の検証や内部統制のレビューを受けている他、関係省庁の実地検査、公益認定等委員会による立ち入り検査を通じて、公正な会計原則の遵守状況のチェックを受けている。		4. 定款 5. 監事監査規程 6. 経理規程 7. 経理事務規則 8. 決裁規程 9. 特定費用準備資金等取扱規程 59. 2023年度監査報告書 13. 役員・評議員・監事名簿 80. 監事名簿を追加	(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	(1) 監事名簿 ※監事の所属先、専門的能力（資格等）、業務経験等を明示し、監事の適性があると考ええる理由を説明してください。	(1) 監事等の職務を補助すべき職員を置くことが望まれる。 (2) 監事等が理事等の経営陣から独立して各種専門家に相談できる体制を構築することが望まれる。 (3) 理事等の役職員と監事との間における日常的な情報共有・連携体制の構築に重点的に取り組むことが望まれる。
27	【原則6】法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)について】 ・日本オリンピック委員会補助事業、民間スポーツ振興等補助事業、独立行政法人日本スポーツセンタースポーツ振興くじ助成事業、委託事業、基金助成事業、日本財団助成事業、日本スポーツ協会公認コーチ養成講習会事業等の補助金等の利用に関しては、法令、ガイドライン等への遵守に留意のうえ事業活動を遂行する他、関係省庁、委託元等による実地検査によるチェックを受けている。		20. 倫理規程 36. コンプライアンス規程 81. TOT助成決定通知書を追加	(1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類（各種補助金の交付決定通知書等）	(1) 資金源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施することが望まれる。 (2) 法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、適確に運用されることが望まれる。
28	【原則7】適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 ・貸借対照表、収支報告書、事業報告書、正味財産増減計算書、財産目録、事業計画書、収支予算書、定款、役員等の報酬・退職金及び費用に関する規程、理事会議事録を事務所内で保管する他、連盟ホームページ上で開示している。		・連盟HP https://www.jsaf.or.jp/hp/about/koukai	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。	(1) 予算・決算書類等	(1) 公益法人認定法に基づき、公益法人が事務所に備え置き、何人も閲覧等を請求できるとされている書類（具体的には、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（公益法人認定法第21条第1項、同法施行規則第27条・様式第4号、同規則第37条）、財産目録、役員等名簿、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類、キャッシュ・フロー計算書、運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、社員名簿、計算書類等（各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監事の監査を要する場合又は会計監査人の監査を要する（1）選手選考については、規程を整備し、ウェブサイト等で開示するだけでなく、説明会等を実施し、ステークホルダー等に積極的に周知することが望まれる。 (2) 選手や指導者に対しては、選手選考基準に関する説明会等を実施し、より積極的に周知することや、選手選考基準に修正又は変更があった場合には、直ちにステークホルダーに対して周知することが望まれる。 (3) 選考から漏れた選手や指導者からの要望等に応じて、選考理由についても開示することが望まれる。 (4) 監督の選考基準や選考理由等についても開示することが望まれる。 (5) NFのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
29	【原則7】適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 ・オリンピック競技大会等については、その都度代表選手選考に関する基本的考え方、日本代表選考要綱、等を連盟ホームページにおいて公開するとともに、ナショナルチームメンバーへは説明会を開催することにより、公平かつ合理的な選考を行っている。 なお、選手選考基準は、下記HPのうち、選手選考／認定に詳しく記載している https://jsaf-osc.jp/regulations-guidelines/ ・オリンピック競技大会等については、選手以外のレースオフィサーについても各委員会を通して、公募の機会を提供している。		・オリンピック強化委員会HP https://jsaf-osc.jp/regulations-guidelines/	(1) 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示している。	(1) 選手選考に関する規程	
30	【原則7】適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 ・連盟のガバナンスコード順守状況について、2020年度から連盟のホームページにより公表している。https://www.jsaf.or.jp/hp/about/koukai		・連盟HP https://www.jsaf.or.jp/hp/archives/23588?cat_slug=latest-news 82. 2024ガバナンスコード自己説明を追加	(1) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。	(1) 直近に開示した遵守状況に関する証憑書類	(1) 原則8に定める利益相反ポリシー、原則10に定める懲罰制度に関する規程及び処分結果等（プライバシー情報等は除く）を開示することが望まれる。 (2) NFのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
31	【原則8】利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)について】 ・契約規程において、原則として契約は競争入札によることを定め、その他の方法を取る場合の要件も明確化し、契約の公正性を担保している。また、決裁規程において、契約金額に応じて決裁権限を定めている。 【審査基準(2)について】 ・利益相反規程において、利益相反管理委員会の設置、役割、権限事項を定めた。 ・利益相反管理委員会は、コンプライアンス委員会と兼任することとし、2023年12月から運用を開始した。 ・2024年度から、利益相反規程に基づき、連盟役職員からの利益相反申告を踏まえた管理を行っている。		20. 倫理規程 44. 契約規程 60. 利益相反規程 67-70. コンプライアンス委員会議事録 71. 利益相反に関する自己申告実施通知書 8. 決裁規程（追加記載）	(1) 重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。 (2) 利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。	(1) 利益相反取引に関する規程	(1) 定款や利益相反に関する規程において、理事の利益相反取引を原則として禁止する条項、利益相反取引を実施する場合の議決方法に関する条項、利益相反に該当するおそれがある場合の申告及び承認後の報告に関する条項等の必要な規定を設けることが望まれる。 (2) NFの機関において利益相反取引を承認する場合には、その取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証憑の有無、内容、議論の経過、承認の理由・合理性等につき、会議体の議事録に詳細に記載し、意思決定の透明性を確保することが望まれる。 (3) 利益相反取引に該当するおそれのある取引については、実務上の不都合がない場合は、入札方式等、公正な方法により契約することが望まれる。 (4) 随意契約による場合においても、相見積りの取得等、公正な契約であることを証明できる資料を残すことが望まれる。
32	【原則8】利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 ・利益相反規程は利益相反ポリシーを兼ねている。 ・2022年、利益相反規程を制定決議した。利益相反管理委員会の運用を開始した。 ・2024年 6 月役員改選時に利益相反規程に基づいた、連盟役職員に対する適切な管理を試行した。		60. 利益相反規程	(1) 利益相反ポリシーを作成している。	(1) 利益相反ポリシー	(1) 利益相反ポリシーの作成に当たっては、どういった取引が利益相反関係に該当するのか（利益相反取引該当性）、どういった価値判断に基づいて利益相反取引の妥当性を検討すべきか（利益相反の承認における判断基準）について、当該団体の実情を踏まえ、現実が生じ得る具体的な例を想定して、可能な限り分かりやすい基準を策定することが望まれる。 (2) 利益相反取引該当性を定めるに当たっては、理事が所属する他の企業・団体、理事の近親者等の形式的な基準

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類	審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
33	【原則9】通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準(1)について】 ・通報相談処理規程により、連盟会員、連盟ならびに連盟加盟団体、連盟特別加盟団体、連盟加盟のクラブ等の団体（以下、「連盟加盟団体等」という。）の役職員及び、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくってから2年を経過しない者が利用できる通報相談窓口を設置し、連盟ホームページ等において周知を行っている。 【審査基準(2)(3)について】 ・通報相談処理規程第7条において、相談内容に関する守秘義務、相談内容に関する情報の厳正な管理を定めている。 【審査基準(4)について】 ・通報相談処理規程第11条において、相談者に対する不利益取扱いを禁止している。 【審査基準(5)について】 ・2020年度から、通報相談に関する研修を実施し、NF役職員及び連盟加盟団体関係者に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。	37. 通報相談処理規程 61. 通報相談窓口 https://www.jsaf.or.jp/member/s/	(1) 通報窓口について、ウェブサイト、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。 (2) 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 (3) 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。 (4) 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5) 研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。	(1) 通報制度の運用に関する規程	(1) 通報方法については、面会、書面、電話、電子メール、FAX、ウェブサイト上の通報フォーム等、できるだけ利用しやすい複数の方法を設けることが望まれる。 (2) 通報対象には、暴力行為等の法令違反行為及び各種ハラスメントのほか、定款を始めとする団体の内部規程に違反する行為及び違反行為に至るおそれがある旨の事実を広く含めることが望まれる。 (3) これから行う行為が違反行為となるか否かに関する事前相談についても通報窓口にて対応することが望まれる。 (4) 通報窓口において通報を受領してから当該通報に係る事実の調査を実施するまでのフロー、並びに調査対象にするか否かの客観的かつ具体的な基準及び調査の方法等について、あらかじめ明確に定め、原則としてこれらに従って運用することが望まれる。 (5) 通報窓口の対応者に男女同方を配置し、通報者が希望すれば対応者の性別を選べることが望まれる。 (6) NF固有の通報制度を設けることが困難である場合には、統括団体の相談窓口やJSCの第三者相談・調査制度相談窓口の利用を促すことが考えられる。 (7) 通報制度の構築に当たっては、スポーツにおける暴力・ハラスメントその他の人権侵害防止のための組織づくり（スポーツにおけるセーフガーディング）に関する専門的知見を有する者の助言を受けて、制度を構築することも考えられる。
34	【原則9】通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準(1)について】 ・通報相談窓口は、連盟事務局及び連盟が指定する所定（外部）の弁護士事務所となっている。 ・通報相談窓口が調査を要請する機関は、①倫理委員会②コンプライアンス委員会③最高審判委員会④総務委員会⑤連盟事務局⑥連盟が指定する所定（外部）の法律事務所のいずれかとしている。 ・連盟の機関等に事実の調査をさせることが不適当であるときは、理事会の決議によって設置する外部の第三者による委員会（以下、単に「第三者委員会」という）にその調査をさせることとしている。 ・現行の通報相談処理規程について、調査主体が複数存在する点を見直し、懲戒処分に至るまでの手続きをより明確にするため、2021年に調査機関を倫理委員会に一本化する改訂を行った。	37. 通報相談処理規程	(1) 通報制度の運用体制を、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備している。	(1) 通報制度の運用体制に関する書類	(1) 弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される調査機関（原則4に定めるコンプライアンス委員会等）を設け、調査の必要の有無、調査の必要がある場合には調査方法等について決定し、同機関の構成員又は同機関において指定された者（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く）により速やかに調査を実施することが望まれる。 (2) 通報制度の運営において専門家のサポートが必要になると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証することが望まれる。 (3) 相談対応部門と処理判断部門のそれぞれに、適切に有識者を配置することが望まれる。 (4) 通報窓口その他通報制度の運営は、NFの経営陣から独立した中立な立場の者が担当し、NFの経営陣が通報者を特定し得る情報や通報内容等にアクセスできない体制を整備することが望まれる。
35	【原則10】懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準(1)について】 ・倫理規程及び懲戒規程で、懲罰制度における禁止行為（倫理規程第6条）、処分対象者（倫理規程第2条）、処分の内容（倫理規程第8条）及び処分に至るまでの手続き（懲罰規程第5条以下）等を定めている。 【審査基準(2)について】 ・ウェブサイトにおいて倫理規程及び懲戒規程を公開し周知している。 【審査基準(3)について】 ・懲戒規程において、処分対象者に対し弁明の機会を付与することを定めている（懲戒規程第6条第2項）。 【審査基準(4)について】 ・懲戒規程において、処分結果の通知に関して、対象者の表示、処分対象となった事実、処分の内容・理由、処分手続の経過、不服申立手続及び期間を書面で通知することを定めている（懲戒規程第7条第3項）。	62.セーリング競技規則（英語版） 63-World Sailing倫理規程 51.日本セーリング連盟規程 4.定款 20.倫理規程 64.懲戒規程	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている。 (2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 (3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程等に定めている。 (4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。	(1) 処分に関する規程 (2) 処分機関の体制に関する書類	(1) 処分に関する規程は、懲罰制度に関する規程等と統合されている場合も考えられる。 (2) 処分内容の決定は、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて、平等かつ適正になされることが望まれる。 (3) 規程において、あらかじめ明確かつ具体的な処分基準を定め、処分内容の決定に当たっては原則として当該基準に従うことが望まれる。 (4) 調査機関の構成員又は同機関において指定した者（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く）による調査結果等を踏まえ、有効かつ適切な証拠により認定された行為についてののみ、処分の対象としていることが望まれる。 (5) NF関係者等に対し、処分対象行為の調査に対する協力義務及び調査内容に関する守秘義務を課することが望まれる。 (6) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、処分対象行為を可能な限り書面を交付することが望まれる。 (7) 認定根拠となった証拠や処分の手続の経過についても、可能な範囲で告知することが望まれる。 (8) 弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される処分機関（倫理委員会等）を設け、同機関（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く）において、客観的かつ速やかに、処分審査（処分対象行為該当性及び処分内容の決定）を行うことが望まれる。 (9) 処分審査が中立な者により行われることを担保するため、処分審査を行う者について、当該処分に関するステークホルダーを除く等の制度を設けることが望まれる。
36	【原則10】懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準(1)について】 ・倫理委員会は、倫理規程の定めにより連盟常任委員会がその任にあたるとしており、現状においては、会社経営者（外部理事）や弁護士が委員として配置され、専門性を有している。 ・また、 (1) 懲戒規程第4条第1項柱書において、「連盟倫理委員会は、同委員会委員から利害関係者を除き3名ないし5名を選任して懲戒委員会を編成し、委員長を互選して審議する。」としていること、 (2) 懲戒規程第4条第2項において、事案に応じて外部有識者を含めるとしていること、 (3) 懲戒規程第4条第3項において、事案に応じて第三者委員会を設置する途を確保していること、によって、処分機関の中立性を担保している。	52-最高審判委員会規程 22.倫理委員会規程 20.倫理規程 64.懲戒規程	(1) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している。	(1) 処分に関する規程 (2) 処分機関の体制に関する書類	(1) NF外部の中立的かつ専門的な第三者により、懲罰制度が当該規程に従って適切に運用されているか否かの確認を定期的に受け、当該第三者の助言指導を踏まえて定期的に運用を見直すことが望まれる。 (2) 処分機関は最終処分権者ではなく、諮問委員会として設置することも考えられる。また、処分に関する規程は、懲罰制度に関する規程等と統合されている場合も考えられる。
37	【原則11】選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準(1)(2)について】 ・2004年の連盟理事会において、競技に関して連盟が決定する事項に対して競技者が不服申し立てを行う場合は、日本スポーツ仲裁機構の規則に従った仲裁または調停により解決されることとすることを決議している。 ・連盟の「スポーツ仲裁に関する規則」は、2004年度通常第二回理事会にて決議された内容について、連盟が公益財団法人移行時に新定款を制定したことに伴い新設した。 【審査基準(3)について】 ・スポーツ仲裁の利用にあたって、日本スポーツ仲裁機構の規則における申立期間に制限を加えていない。	65. スポーツ仲裁に関する規則 64. 懲戒規程	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 (2) 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。 (3) 申立期間について合理的ではない制限を設けていない。	(1) 処分規程 (2) 自動応諾条項を定めている規程等	(1) 日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度を利用することに加えて、スポーツ紛争を迅速かつ適正に解決することができるよう、弁護士等の有識者から支援を受けて、NF内において、以下の点に十分留意して、適切な紛争解決制度を構築することも考えられる。 ①制度の適用対象者、適用対象事案、利用方法、手続の流れ等を規程において明確に定め、ウェブサイト等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知徹底すること ②NF外部の中立的かつ専門的な第三者により、紛争解決制度が当該規程に従って適切に運用されているか否かの確認を定期的に受け、当該第三者の助言指導を踏まえて定期的に運用を見直すこと ③弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される紛争解決機関（不服申立委員会等）を設け、同機関（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。）において、客観的にかつ速やかに、紛争解決手続を行うこと（同機関の構成員は、調査機関又は処分機関の構成員と兼任しないこと） ④紛争解決手続が中立な者により行われることを担保するため、紛争解決手続を行う者について、当該紛争に関するステークホルダーを除くこと
38	【原則11】選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準(1)について】 ・懲戒規程において、「連盟理事会は、対象者を処分する場合、対象者の表示、処分対象となった事実、処分の内容・理由、処分手続の経過、不服申立手続及び機関を当該対象者に対して書面で通知しなければならない。」と規定しこれを連盟HPで公開しており、「スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知」する仕組みとしている。	64. 懲戒規程 83. 懲戒処分通知書を追加	(1) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類	(1) 処分機関が処分結果を通知する際に、処分対象者に対し、JSAAによるスポーツ仲裁の活用が可能である旨とその方法、手続の期限等が記載された書面を交付することが望まれる。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	審査項目		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
			自己説明	証憑書類			
39	【原則12】危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準(1)(2)(3)について】 ・リスク管理規程を定め、危機管理に関する各種手続き等を定めており、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 ・大会中はもとより練習中の死亡事故を含む重大な事故が発生する可能性の高い競技であることから、連盟において事故の事前・事後対策をまとめた危機管理マニュアル（安全対策・緊急対応フローチャート）を作成し、これを連盟HPで公表し、周知徹底を図っている。 【審査基準(4)について】 ・不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れは現在のリスク管理規程には含まれていないため、今後、関連規定の改訂、及び必要に応じて不祥事に特化した危機管理マニュアルを策定する（2026年12月末までに）。	25. リスク管理規程 ・安全・危機管理WG HP https://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/anzen_wg	(1) 危機管理体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルを策定している。 (3) 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 (4) 危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。	(1) 危機管理マニュアル (2) 危機管理体制に関する書類	(1) 危機管理体制の構築に当たっては、不祥事対応を機動的に行えるよう、コンプライアンス担当の理事に危機管理担当も兼務させるなどの工夫を行い、組織機動的な活動を可能とする体制を構築することが望まれる。 (2) 危機管理マニュアルの策定に当たっては、競技の特性や各団体の運営の特徴等を踏まえ、発生しやすい不祥事類型やリスクを特定し、当該リスクの発現可能性の高低や発生した場合の影響等の評価を加え、これに従ったリスクの制御方法や監視体制及びその見直しの在り方についても規定することが望まれる。 (3) 危機管理マニュアルが単なる書類として形骸化しないよう、マニュアルに従ったリスク管理の実効性を定期的に検証したり、緊急の危機管理体制を発動するための仮想訓練を定期的の実施したりするなど、平時からその存在を浸透させるための活動を運営業務に組み込むことが望まれる。 (4) 「スポーツ界のコンプライアンス強化事業スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン（日本スポーツ仲裁機構）」の「モデル危機管理マニュアル」を参考に策定することが考えられる。
40	【原則12】危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 ・連盟では、過去4年間に不祥事が発生していない。		(1) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築し、不祥事の根本的な原因究明を含む不祥事対応を行い、必要に応じて、不祥事の実態関係、処分内容、根本的な原因及び再発防止策を公表している。 (2) 不祥事対応が一度収束した後においても、再発防止策の取組が適切に運用され、定着しているかを不断にモニタリングした上で、その改善状況を定期的に公表している。	(1) 不祥事発生時の対応報告書等 ※審査書類提出時から過去4年以内に発生した不祥事全ての対応報告書を提出してください。 (2) 再発防止策の実施状況が分かる資料	(1) 重大な不祥事の端緒を認識した場合には、最適な調査体制を迅速に構成し、徹底した事実調査を実施した上で、外部専門家の知見と経験も踏まえつつ、表層的な現象や因果関係の列挙にとどまらない、根本的な原因究明を行うことが望まれる。 (2) 調査の結果、法令違反等の不祥事の発生が認められた場合には、その原因となった責任者・監督者につき、NFが有する倫理規程や懲罰規程等に従って、責任者を適切に処分することが望まれる。 (3) 再発防止策の策定に当たっては、組織の変更や規程の改定等の表面的な対応にとどめることなく、今後の日々の業務運営等に具体的かつ継続的に反映させることが望まれる。 (4) 発生した不祥事の実態関係、処分内容、根本的な原因及び再発防止策等を、その事案に応じて適時適切に公表 (1) 第三者を委員とする調査委員会を設置する場合には、当該委員の選定プロセスについても十分に配慮し、委員がNFに対して独立性・中立性・専門性を有する者であることについて、合理的な説明をする責任を果たすことが望まれる。
41	【原則12】危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 ・連盟では、過去4年間に外部調査委員会は設置していない。		(1) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成している。	(1) 外部調査委員会名簿 ※外部調査委員会名簿には「関係役職名」を記載してください。 ※審査書類提出時から過去4年以内に設置した外部調査委員会全ての名簿を提出してください。	
42	【原則13】地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準(1)について】 ・運営規則で加盟団体の義務を規定し、「加盟団体が第4条の条件を失い、もしくは第5条の義務を怠り又は加盟団体として不適当と認められた場合には、理事会は4分の3以上の決議と評議員会の同意を得て、加盟団体の資格を取り消すことができる。」と規定している。 ・現行の運営規則では、連盟と加盟団体との間の権利、義務が必ずしも明確となっていないことから、2026年12月末までに加盟団体との合意形成を行い、現行の運営規則を見直すとともに加盟団体規程を策定する。 【審査基準(2)について】 ・地方組織等の組織運営及び業務執行についての助言等の方針等として、全国加盟団体代表者会議の開催、加盟団体向けコンプライアンス研修の開催、等については、毎年の連盟事業計画に明記している。 【審査基準(3)について】 ・年に1回、連盟加盟団体代表者会議を開催し、ガバナンスの確保、コンプライアンス強化等に係る情報共有に努めている。	21. 運営規則 10. 2025年度事業計画 84. JSAF組織図を追加	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にしている。 (2) 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。 (3) 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行っている。	(1) 地方組織等との間の権限関係を定める規程 (2) 地方組織との関係図 (3) 直近に行った地方組織等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援に関する資料等	(1) ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する助言を行うほか、地方組織等の組織運営や業務執行に問題があると考えられるときには積極的に指導し、自主的な改善が見込まれない場合には、規程に基づき処分を行うなどの対応をすることが望まれる。 (2) 地方組織等における組織体制について、女性役員の目標割合の設定等を通じた積極的な任用、役員就任時の年齢制限等により新陳代謝を図る仕組みの導入が進むよう、指導、助言及び支援を行うことが望まれる。 (3) 地方組織等に対し法人格取得に向けた専門的な助言や財政面を含めた支援を行うことが望まれる。
43	【原則13】地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準(1)について】 ・年に1回、連盟加盟団体代表者会議を開催し、ガバナンスの確保、コンプライアンス強化等に係る情報共有に努めている。 ・現状の連盟加盟団体に対する指導、支援は必ずしも十分行われているとは言えないことから、2026年12月末までに加盟団体規程の新設による加盟団体の権利、義務の明確化を行うとともに、連盟による指導、支援の充実を図っていく。	57. 2024年度コンプライアンス研修実施に関する資料 66. JSAF加盟・特別加盟団体向けガイダンス	(1) 地方組織等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援を行っている。	(1) 直近に実施した情報提供や研修会に関する研修会資料、開催要項等	(1) NFが作成するコンプライアンス強化に係る研修資料や普及啓発のためのパンフレット等の提供等を行うことが望まれる。 (2) 地方組織等の代表等が集まる会議（例えば、社員総会や評議員会等）の開催と合わせて、ガバナンスやコンプライアンスに関する研修会を実施することが望まれる。 (3) 地方組織の運営者に対する情報提供や研修会の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①指導者及び選手へのコンプライアンス教育について ②懲罰制度について ③通報制度について